

第二十三回 参議院法務委員会會議録第二二号

昭和三十年十二月八日(木曜日)午前十一時十六分開会

委員の異動

十二月六日委員藤原道子君及び吉田法晴君辞任につき、その補欠として亀田得治君及び赤松常子君を議長において指名した。

本日委員大屋晋三君、泉山三六君、松野鶴平君及び大谷賛雄君辞任につき、その補欠として川村松助君、佐野廣君、高橋進太郎君及び西岡ハル君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高田なほ子君
理事 一松 定吉君
宮城タマヨ君
市川 房枝君

委員

川村 松助君
斎藤 昇君
佐野 廣君
高橋進太郎君
西岡 ハル君
小林 亦治君
中山 福蔵君

衆議院議員

法務委員長 高橋 禎一君

國務大臣

法務大臣 牧野 良三君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

説明員

法務省民事 平賀 健太君
局参事官

本日の會議に付した案件

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件
(法務行政に関する件)

○委員長(高田なほ子君) 大へんお待ちをいたしました。これより法務委員会を開会いたします。

まず罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題に供します。まず提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十一年九月十五日より施行の罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは逆に、罹災地の借地権で今後存続させる意思がないと認めらるるものを消滅させるなどの道を開き、借地借家関係を調整して、罹災都市の急速な復興をはかることを目的として制定されたのであります。

が、その後、同法の改正により、戦災の場合のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することになったのであります。これにより、既往の大火災に本法を適用して、それぞれ所期の効果をあげております。

昭和三十年十月一日新潟市に発生いたしました火災は、折柄佐渡沖を通過した二十二号台風による三十数メートルの強風にあおられ、火勢は急速に拡大し、たちまち市内各所に飛び火し、市街地の中心部約八万四千坪、約千戸を焼失し、その被害見積額百五十億円に上つております。

借地借家の権利関係が問題となつており、地元の市及び県当局も、本法の適用を強く要望しております。

私も、新潟市における罹災地区の状況を調査いたしましたところ、右災害につき同地区に罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することにいたしますことが、同地区の借地借家関係を調整し、もつてすみやかに同市を復興させるゆえんと考えられますので、ここに本法案を提出した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本案を可決せられんことをお願いいたします。

○委員長(高田なほ子君) 本案について御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○一松定吉君 私は質問より前に資料の提出を一つ、法務省が裁判所か、どちらでもいいんですが、申し入れた

い。この罹災都市借地借家臨時処理法を適用することに關して、借地人もしくは土地の所有者等の間に訴訟の提起されたことがあると思うのですが、そういうようなことはどういうふうなことを原因として訴訟が提起されたか、その提起せられた訴訟は今日どういうふうな状況にあるのかというふうなことを、この関係者の方面から、表があれば出していただきたい。そうして、それは判決が確定したものはどういふものが確定したか、まだ確定しないで進行中のものはどういふふうになつておるか、それがありますれば、それを出していただきたい。これはこの法律の審議に最も關係が深いもので、われわれの参考にならうと思ひますが、ありませんようか。

○衆議院議員(高橋禎一君) 資料は、私どもの手元に、新潟市、新潟県及び建設省、法務省等から提出されたものがあるわけでございますが、訴訟が何件で、その結果がどうなつてゐるかという点については、なお後ほど小専門員から説明することにしたしまして、大体訴訟になつておるもの、調停事件として継続してゐるもの、あるいは法律相談所等を持ち込まれて、いわゆる紛争、紛議の形として現れておりますものが大体五百件くらいあると、こういうふうな考えられるわけであります。

そのうち、先ほどの提案理由の説明の際には申し上げませんでした、借地借家関係の存在いたしました、すなわち罹災全体に対するパーセンテージを申し上げますと、罹災地区における借地率が四〇%、借家率が五六%とあり、こういうふうな非常に高率の借地借家関係が存在いたしておるわけでありまして、すなわちたゞいま御説明申し上げましたように、非常に高率な借地借家関係が存在し、その中において今日まですでに約五百件の紛争、紛議が存在いたしておる、こういう実情にありまして、私も、私どもいたしましては本法案を可決されまして、法律として罹災地における借地借家人等の保護をし、借地借家関係を調整いたしますことが、新潟市の復興を促進するゆえんであると考えておるような次第であります。

○一松定吉君 私のお願ひしたのは新潟市だけではない。この法律が適用されるようになってから、この法律をもととして訴訟事件が各地に起つておるだらうと思ひ、それを実は知りたい。それについてどういふような種類の訴訟が起り、そしてその訴訟の結果はどうなつておるかという点を、この新潟市の本件を審議する上に参考にした、新潟市のやつは今ここに表がついておるから、これはいい。

○衆議院議員(高橋禎一君) その点につきましては法務省からこの方面の關係の説明員である参事官がおいでになつておりますから、その方からお答え願う方が適切であると考えます。

○説明員(平賀健太君) この罹災都市借地借家臨時処理法は、本来戦災の跡地に適用するということでできた法律

ジを申し上げますと、罹災地区における借地率が四〇%、借家率が五六%とあり、こういうふうな非常に高率の借地借家関係が存在いたしておるわけでありまして、すなわちたゞいま御説明申し上げましたように、非常に高率な借地借家関係が存在し、その中において今日まですでに約五百件の紛争、紛議が存在いたしておる、こういう実情にありまして、私も、私どもいたしましては本法案を可決されまして、法律として罹災地における借地借家人等の保護をし、借地借家関係を調整いたしますことが、新潟市の復興を促進するゆえんであると考えておるような次第であります。

○一松定吉君 私のお願ひしたのは新潟市だけではない。この法律が適用されるようになってから、この法律をもととして訴訟事件が各地に起つておるだらうと思ひ、それを実は知りたい。それについてどういふような種類の訴訟が起り、そしてその訴訟の結果はどうなつておるかという点を、この新潟市の本件を審議する上に参考にした、新潟市のやつは今ここに表がついておるから、これはいい。

○衆議院議員(高橋禎一君) その点につきましては法務省からこの方面の關係の説明員である参事官がおいでになつておりますから、その方からお答え願う方が適切であると考えます。

○説明員(平賀健太君) この罹災都市借地借家臨時処理法は、本来戦災の跡地に適用するということでできた法律

○一松定吉君　私のお願ひ、希望するところは、こういふふうな法律は、これは非常な例外的の、ある特殊の地位における人を保護する法律で、ほんとうから言つたら夔則の法律ですね。だからしてこれがうまく適用されておるといふことであることを、われわれ立法の地位にある者は希望するのですが、しかしながら当事者においては、この法律の施行においていろいろ不服、不満があつて、それが訴訟沙汰になつておるといふことがあるだらう、すると、そういふものの内容をわれわれが知る

○委員長(高田なほ子君) 逆説をい
て下さい。
他に御発言はございませんか。御発
言がなければ質疑は尽きたものと認め
て御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高田なほ子君) 異議ないと
認めます。
それではこれより討論に入りたいと
存じますが、別に御発言がなければ討
論を省略して直ちに採決に入りたいと
存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高田なほ子君) 御異議ない
と認め、これより採決を行います。
〔罹災都市借地借家臨時処理法第二十
五条の二の災害及び同条の規定を適用
する地区を定める法律案〕を問題に供
します。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(高田なほ子君) 全会一致で
ございます。よつて本案は全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。
なお、本院規則第一百四条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成、その他自後の手続につきましては
慣例によりこれを委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(高田なほ子君) 異議ないと
認めます。よつてさように決定いたし
ました。
それから、報告書には多数意見者の
署名を付することになっておりますか

ら、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

中山 福蔵 佐野 廣
西岡 ハル 斎藤 昇
高橋 進太郎 市川 房枝
宮城タマヨ 一松 定吉
小林 亦治

○委員長(高田なほ子君) 次に檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題に供します。

法務大臣が御出席になっておりますから、御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。

○小林亦治君 新しく法務大臣になられた牧野先生に特に伺いたいことなどあります。内閣が変れば總理その他の大臣が抱負総論を本会議で述べられるが、法務大臣はそのこととして本国会も本日に至っておるのであります。大臣は長い間在野におられた私どもの大先輩であります。さだめしむるような抱負があらうと思ふのであります。今後の当法務委員会が活動します上において、大臣のお考え、抱負というものはつきりわれわれは伺つておく必要がありますので、御足労を願つたわけでありませう。ばくたる質問ではお困りでしょうか、どういふ点を主として伺いたいかと申しました、私なんかは戦争のおかげで司法部に入るのが非常におくれて十五年をこいら。自來考えますところの司法部に對する問題が多々あるに、たとえはおもに秀才畑の者を東京のまん中に置いて、成績の悪い者を北海道とか東北に回す秀才偏重主義というものは、非常に何となく、今日の司法部に沈滞するものがあると思ふ、そういう

ものが原因になつております。そういう人事面におけるところの今後の経緯において改訂を加える何か御抱負を持つておられるか。それからこれは小さな問題であります、衆議の法務委員会はもちろん、私は最近まで彈劾裁判所の裁判長をやつておつた、この彈劾裁判所の空気がしかり、それから御承知の弁護士連合会、いわばこれら国をあげた全司法部の世論として、副検事制度と特任判事というものに対するところの不信の聲が非常に高まつておる。前にも大善君以来の法務大臣は、あなたでちょうど四人目、どの大臣も私が要請しておいてごなたからもこれは御賛成を得ておるのですが、少しも改正あるいは改革せられるといつたような具体的な態度が見えないのであります。そこでわれわれの大先輩であるあなたが法務大臣になつた感想を伺つて、これらのものを、司法部の内外の世論にこたへる改革を、一つあなたの手でやつてもらいたい、そういう事柄を、ごく卑近な事柄なんでありませうが、長い在野を通して合間にすわられ、法務を担当せられるあなたでありますから、おさなりな行政に臨むこととなく、この際一つ世論を取り上げて司法部年來の改革をし、世論の上にこたへていただきたいのが、おいで願つた趣旨なんでございます。お考えを承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(牧野良三君) お答えを申し上げます。ただいま小林さんから大へん御親切なお尋ねを受けたのでございませう。これは小林さんも御承知のよう、法務省という所は行政官庁としては全く特殊な所でありまして、他の行政官庁でありますと、抱負総論と

いうようなものを持つて、それを実行するといふ所でありませうけれども、私は法務省だけは独自の意見なんといふものを持ち込んで私見を実行すべき所ではない、これはどこまでも司法部内外の世論、それによつて定まつた国の方針といふものを強力に実行して行く、これが大切なこと。それで私が任につきました最初にあつたとき、在野四十年、司法制度で育成をされてきた自分としては、どうかしてここでお礼奉公をしたいと思つたから、皆さんから意見を聞かしていただきたい。それで任を受けました翌日、弁護士会を初め、関係方面へあいさつに行きまして、一通りのあいさつじやありません、何をなすべきかといふことに対する指導をしていただきたい、毎日その方面の方にお会いする機会を作つておるのでございませう。昨晩も特にその機会を作つて御意見を承つて参りました。私はそれに基づきまして、省内の消極的な態度に向つて、どうも法律といふもの、法律を取り扱う司法部の人々も、あまりにいかめし過ぎて、その結果が冷たい、もう少し司法部の人が世の中に入つてくれなければいかぬ、そうしてあんなにつばな建物で廊下にも赤いカーペットが敷いてあるが、どこにも春風らしいものが漂わないうららかな日といふものがあつても入つていない、これが司法部と民間とが接觸してない實際の事例なんです。ですから私は行き過ぎていくじらばいいから、もう少し民間に出てほしい。もう一つ小林さん、行き過ぎたことをやつたんです。それは全国の高等裁判所から代表の諸君が来られた。そ

うして最高裁判所長官を初め、最高裁判所のお方及び東京の高等裁判所のお方が一堂に会せられた席で、私に法律に關する講演をしろと言われ、そのときにどうも裁判所という所は蒸留水をこしえたがって困る、手数がかかつてちつともうまくな、それはやはり自然の水を飲ましておけばいい、顕微鏡で見れば少々ばい菌はあるかもしれないが、そんなばい菌は人体には毒にならぬ、そうして味がうまいのに、どうもそういうやり口をやつてゐる。ことに近ごろは裁判が長過ぎる、檢察があまりこま過ぎる、もつと大まかに日にちをかせないで、手数を重ねないでやろうじやないか。それはあなた方いかにも公平ぶつて、そうしてこいうやれば非難を受けないだらうといふような裁判の仕方をやつておる、檢察の仕方をやつておる。もう少し非難を受けようじやないか、非難を受けると初め民間に接觸することができるとどうも依然たる頭で民主主義的なアメリカ風の裁判や檢察事務をやらうとするところにこんな事件が堆積して皆さんからお叱りを受ける原因があるのじやないか。だから司法部はもう少し民間に入る、中に入つて、もう少し少々いろいろな非難攻撃を受けることがあつても、自分さう大丈夫、俯仰天地に恥じないといふ心でいけばいいじやありませんかといふことを言つたのでございませう。最高裁の諸君から思ひ切つたことで、ちよつと失言があるぞという笑い話でありましたが、小林さん、私はそんなふりにして、皆さんの御協力を得て、司法部というものを、情味のある、そして民間の接觸

を多くする、これだけの仕事をやり上げれば、もう結論といふものは、司法部といふものはほんとうの人材とインテリの集りでございませうから、結論はいいものが得られる、こう思つております。従つて部内の諸君とも相談をいたしまして、どうも司法部には行政にフィロソフィがないやうなですね、予算を編成するにはどうやつて編成しているかといふ腹案を見ますと、一貫したガイストといふものがない。行政には一貫した精神、そこにフィロソフィといふものがなければ、大蔵省から予算なんでももらえない。そうして保護事業なんといふものはまるで顧みていないのです。文化政策、憲法二十五条の一項、二項の行政といふものは厚生省がやるので、法務省は關係がないやうな様子にどうも衆議院でも参議院でも見てゐるのじやないか、これはいかぬ。厚生省では、一松さんのおいでになつてよく御承知だが、何といつても身体の障害の方が中心になる。司法部は精神上の障害といふものが中心点です。それから、両々相待つて憲法二十五条の一項と二項といふものを、並んで一つ実行していかなければならぬ。こうやると、司法部の行政といふものはとつてもおもしろいものになるのですね。おもしろくなれば、民間の人が来ると言つて喜んでくれるし、廊下にもその風が漂ふやうになる。そうすると人材が今までのようによいものもかぶとも着ないで、ほんとうに背広でくつろぎのあるものを喜んで着てくれる、威厳なんて張らなくて済むといふ時代がくる。こんなやうな、小林さん、ごつくばらんに言つて、考えを持っております。

す。また失言があるかもしれないが、御寛恕下さって、そんな心持を助けて下さい。

○宮城タマヨ君 牧野さんが法務大臣におなり下さいまして、私一番うれしいことは、長い間問題になっておりました売春等処罰法案が今度こそものになるのじゃないかという非常な期待を持っておるからでございます。それで今日お伺いしたいことの一点、それは、売春対策の審議会が今度できるそうでございますが、これは私も初めから願っていたことでございます。協議会でなしに審議会でいくべきだといふことは、願っておったのでございませうけれども、あの当時非常に急いでおりましたために、まあ協議会でもいと思っておりましたが、今度その審議会ができました、協議会で提出された答申案をもとにして、りっぱな法案を提案なさるという事で、それを待つておるのでございますが、その前に、審議会に対する法案は、いつ御提案の御予定でございますか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(牧野三三君) 宮城さん、実は打ちあけて申し上げますが、私は法務省へ入りまして、もうすでに案が協議会でできておるのだらうと思つてきたのです。それで委員長からその案を見せられまして、私はがっかりしたのです。何というこんな婦人を侮辱した案をあなた方が出すか、りっぱな御婦人も小委員の中にも入つておいでになる。第一私は皆さんの前に売春な人という名前を使うことはいやだ、男で、道楽者であるけれども、ああいう言葉を使うことは極度に私は不愉快だ、そして婦人を侮辱する。だから

ああいう恥かしい言葉、品の悪い言葉はまず第一に使わない。にもかかわらず、第一条、売春とは、こう書いてある。そんな法律は私は衆参両院へ出してたくな。第二に、売春の定義と書いてあります。売春とは、書いてあるのです。そうして読みますと、えらな文字が使つてあるのではありません。こんなのは少くとも紳士淑女の前には出せない。そして私が政府委員になつて委員から性交とは何だ、売春とは対価を供給し、もしくは要求して、不特定多数な者と性交するからだ、性交とは何ぞやと問われたら、私は皆さんの前でお答えいたしませんと、こう拒絶しよう。けれども私も一応の知識は持つております。私の書斎にもその本方は調べて参りました。こんな文字と、こんな規定を法律に使うべきものじゃないと私は思つてゐるのですが、こういうことはよしませう。

そこで、どうするかといへば、婦人の地位と生活とを守り、善良の風俗と社会の秩序を擁護するということを目的に、大きい視野から法律を作ることに、今お話しした憲法二十五条の趣旨でいつて、それをずつと縮めてくれれば目的を達するという法律を作つてはどうでしょうか、賛成して下さいますか、賛成して下さいます。それがいいんだと言つて下さつたので、大へん力を得た。そこで刑罰法令なんというものを中心にすることはやめましよう。しかし第一に言えることは何だ、やはり人身売買はこれはいかぬ、これは刑罰でいきましよう。それに持つていつてボン引きはいけぬ、これは刑罰に処しましよう。しかして大蔵省に、妙なと

ころからむやみに税金を取ることは、これはよしませうと言ひ、こういうことをしながら、一方において特殊な法令を作らうなんということは、大体において何といふますか、従来の觀念……基礎知識がない、あまりにも基礎知識がなさすぎるということを申しましたところが、うれしいことには委員長が大へん賛成してくれて、私もそういう意見なんです、どうも俗論が、こうしなきゃ承知しないといふところ、宮城さん、どうも悪い風潮をこしらえたものだと思ひますが、これは戦後占領政策が行われて、外人が入つて来まして、それに日本人が卑屈な根性から春をひきいで飲心を得よう、またそれだけでも金もうけでもできるやうに思ひ、その卑屈なことを、時の為政者も政治家も、見て見ぬふりをして、そして今私にその責任を負わせたのだ。實際同情の涙を流して私は立案をしたと思つて、年末から年始にかけて構想をこしらえて、すみやかにたぐいまおつしやつた審議会をこしらえて、これも国会開会中あまり日にちを取つちやいかぬ、そうしてあらかじめ予算措置については閣議で了承を得て進めていく、私はこの問題と取組むことに大へんな楽しみを感じておりますが、しかしながら御婦人の方々を向うに回して昨日は怒りました。全国から集まつて来た人々に……あなた方は何で婦人を侮辱し、そして婦人を罵倒なさるか、そして婦人に対して、一部の婦人を私がかばおうとするのに、非難をされるのか、こういう問題は愛をもたなければ解決するものではないですよ。だから法律にはあふるよう

な愛情を基礎にして立案したいからあなた方もその心持で関係のお方とよく懇談しておいて下さい、こう申しました。どうかこんな心持で、あまり審議会等もむやみなひまをとらないで進めていきたいと存じますから、長い間の調査にお力をおかしたいただいた宮城さんの特別な御援助をいただきたいと思ひます。どうぞよろしく。

○宮城タマヨ君 大臣も御存じのように、私二カ月前ほどヨーロッパの方に、行つていろいろな調査をいたしました。その一つの問題は、政府の方からの願ひでこの売春問題、売春というお氣に入らないかもしれませうけれども、今までそういう言葉を使つて進んで来ましたが、今度その方面の社会運動をする人も露骨な言葉を使つて恥としないといふような風ができたことは、うすうす大へんな墮落と私は思つておりますから、どうかよろしくこの点の御配慮をいただきたいと思ひます。

○一松定吉君 せつかく法の権威者である牧野法学博士が今回司法部を担當せられたことについて私どもは非常に心丈夫に思つております。実は今までの法務大臣がまるでしろろとであつたり、お医者になつたりいろいろなことをしておつて、法務のことをわからなくて今日まで経過したので、非常にこの法務の仕事が実は滞滞しておる。こういうようなことでは将来司法に關してどうなるだらうかとわれわれの専門家は非常に憂慮しておつたときに、牧野氏が法務大臣に御就任になつたといふことで非常に力を得たのです。ただいまその御抱負の一端を承つて非常に喜んでおるのではありませんか、あなたがいわゆる民間の声を聞き、もう少し生きた活動をしたい、ただかみしを着てこわばつておるような今までの法務

城さんがおつしやつた營業ですね。あれにはまあ非常に対案がむずかしいのです。これはどうしてあなたの方から御意見を具体化していただかねばならぬ、そしてこの方面にむしろ予算が要るのじゃないかと思ひますが、これは今至急なことはむずかしいと思ひます。ここでどういふふうにいかにいかにということについて特によい材料を出していただきたいと思ひます。それはやはり、各省に連絡をとりまして、私はある程度の目的は達する、品位のある国にすればいいのですから、日本をあまり品がなさ過ぎる。だから露骨過ぎる。だからこの方面の社会運動をする人も露骨な言葉を使つて恥としないといふような風ができたことは、うすうす大へんな墮落と私は思つておりますから、どうかよろしくこの点の御配慮をいただきたいと思ひます。

のやり方はおもしろくないということ
は私も全く同意です。これについて
は今この司法制度についていろいろ審
議会というものが法務省のうちに設け
られておいて、法務大臣に諮問機関が
ある。ところがこれに国会議員は一人
も入っていない、国会議員は。そうし
て弁護士とか法学者とか司法部の役
人だとかいうものだけでこれを組織
している。そういうところではないとい
うことをやる。そうしてそれが立法化
の原案を作つて国会に出てくる。国会
とは交渉の審議会であつたために、
国会では問題があり審議のやり直しを
するという二重の手間がかかつておる
ということは、私は非常に遺憾に思つ
ておりますのでありますから、そう
いうような法務大臣の諮問機関の中に
国会議員も入れるということについて
はこれは特別な手数が要する。たとへば
国会の承認を経るというようないことが
ある。そうであるが、それは承認を経る
なら経るで、そういうやり方は審議会の
中にもうすでに相當な国会議員を入れ
ておいてやれば国会に、それが提案さ
れたときには便利であるのみならず、
二重の審議というのを省くこともで
きるわけである。ずいぶんこの司法制
度の改革をしなければならぬ問題が数
多くある。たとへば今質問のありまし
た裁判官の質の向上の問題とか、あ
るいは刑事訴訟法に対する運営の方法
だとか、法曹の一元化だとか、あるい
は司法問題の遅延の問題であるとか、
こういうようないろいろな問題につい
て審議機関である審議会というものが、
今のようないろいろな片手落ちみたい
なやり方ではおもしろくないと思つて、こ

うことを私もだんだんこの前の
花村君にも話をしておいたが、何か考
えなければならぬといつてそのまゝに
なつておる。今度は幸いあなたはこの
ういふ方面の権威者であるからして、
そういう方面に一つ十分意を用いられ
て、さつそく制度の欠陥を補正するよ
うにやつていただきたいということが
一つ。それから近ごろ国会で立法する
法案が、法務委員というものは、何か
裁判や検察に関するもののみ、何か
この法務委員会にかかり、そうしてあ
のいろいろな制法や取締り法規
がほかの委員会にかかる。その委員
会には専門家が少い。いろいろな衝突
あるような法案がどんどん通過
する。これはやがて法務委員会にかけ
た方がよかつたなという法案があるこ
ともあなたに御承知でしょう。そうい
う点につきましては、一つやはりこの
取締り法案とか、刑罰をもつて臨んで
いかう法案については、一通りほか
の委員会にかけると同時に、合議体
でもよろしいですから法務委員会に
かけてやるように、一つあなたは法務
大臣として閣議でも提案して、そう
して各委員会もそういう趣旨を徹底す
るにしておいてやらなければ、今のよ
うなやり方だとすると、まるきり法務
委員会というものは裁判と検察のこと
よりほかは何もやらないというやうな
ことで、非常に片手落ちの法案がだ
んだんよりたくさん出てくるからして、
この点についても一つ御留意に相な
つて、あなたの手によつて今までの弊
害を是正していただきたい。これを私
は特に経験に富んだあなたにお伺い

しますが、それに対する御意見があれ
ば承つておきたい。

○国務大臣(牧野三三) 全くお説の
通りというよりも、今の御指摘によつ
て私が啓発されました。なるほど戦
後の国会の経験が乏しい、この委員会
というものがそんなことになつておる、
これは非常に遺憾なことで、必ずそう
いうことを是正して、刑罰法令など
いうものは統一することなんか専門に
関係した人のほかありませんから
ね。何といつたつてこれは一応この
法律案でもこの一応の審議を受ける
ということは私はそれは当然のことだ
と、こう考えます。それにただいま
松さんのおつしやつたように、大体こ
の法務行政が無味乾燥過ぎるのです
ね。だからもう少しあなたのごとき
の方面には非常な……他の行政事務に
対しても経験を持たれる皆さんと相談
をして、法務行政というものが国民生活
にどんなに深い関係を持つて、親しみ
を持って、温情でやつていかなければ
ならないのだ、要するに法律の民主化
というものはどこまでも時代文化を作
るのだ、それには法律を制定する上
に、解釈及び適用の上にも、今までの
ような考えではいかぬ。そうして、法
務省の中には、もつと大きい仕事があ
るはずじゃないか、その方へ手をつけ
ろということをお指摘下さいまして、
もつと法務省の人にも、この委員会に
も、行政事務に關して御苦心を請うと
いうような場面を豊富にいたしたいと
いうことを思つております。どうかよ
ろしくお願いいたします。

○委員長(高田なほ子君) 他に御質問
はございませんか。

なければ本日の委員会はこれをもつ
て散会いたします。

午後零時二十二分散会

十二月六日本委員会に左の案件を付託
された。(予備審査のための付託は同
日)

一、罹災都市借地借家臨時処理法第
二十五条の二の災害及び同条の規
定を適用する地区を定める法律案
(衆)

罹災都市借地借家臨時処理法第二
十五条の二の災害及び同条の規定
を適用する地区を定める法律案
罹災都市借地借家臨時処理法第
二十五条の二の災害及び同条の
規定を適用する地区を定める法
律

罹災都市借地借家臨時処理法(昭
和二十一年法律第十三号)第二十五
条の二の災害を次の表の上欄に記載
するとおり、同欄に記載する災害に
つき同条の規定を適用する地区を同
表の下欄に記載するとおり定める。

災 害	地 区
昭和三十年十 月一日新潟県 新潟市にお こつた火災	新潟県のうち 新潟市

附 則
この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和三十年十二月十二日印刷

昭和三十年十二月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局